

教生学第 27 号  
平成 28 年 4 月 8 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長  
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

いじめ根絶に向けたメッセージ「いじめをなくし、夢と希望が広がる未来  
を子供たちに」について（通知）

北海道及び北海道教育委員会では、全国各地において発生した、いじめが背景に認められる又は疑われる児童生徒の自殺事案に係る学校の対応等について社会的に大きな関心が寄せられていることを踏まえ、これまでも命を大切にする指導の充実や、いじめの問題に対する取組の徹底などについてお願いしてきたところですが、この度、別添のとおり、北海道及び北海道教育委員会として、いじめ根絶に向けたメッセージ「いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに」を公表しましたので、通知します。

つきましては、児童生徒や保護者への配付など次の事項を参考に、本メッセージを積極的に周知していただき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を一層充実するようお願いいたします。

#### 記

- 1 各教育局における周知例
  - (1) 教育局執務室への掲示
  - (2) 管内で実施する「どさんこ☆子ども全道サミット」や「どさんこ☆子ども地区会議」の会場への掲示及び参加児童生徒、引率教員、保護者等への配付
  - (3) 管内における各種会議・研修事業や学校教育指導、教育委員会訪問等での配付
  - (4) 管内の道立社会教育施設、北海道家庭教育サポート企業等への掲示の依頼
- 2 各市町村教育委員会における周知例
  - (1) 教育委員会執務室への掲示
  - (2) 役所（役場）及び社会教育施設（図書館、公民館、体育館等）への掲示
  - (3) 各種会議・研修事業における配付
  - (4) 教育委員会及び市町村の広報誌等への掲載
- 3 各学校における周知例
  - (1) 児童生徒、保護者への配付及び職員室、教室や廊下等への掲示
  - (2) 学校だより、学級通信等への掲載
  - (3) 校区内の公共施設や商業施設等への掲示の依頼
  - (4) 校区内の町内会又は町会への回覧板等による各家庭への周知依頼

(学校教育局参事（生徒指導・学校安全）)

# 「いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに」

夢と希望を胸に、新学期が始まりました。多くの出会いがあります。不安もありません。生活が変化する中、子供たちがいじめに苦しんだり、悩んだりすることなく、安心して学ぶことができる環境をつくるため、力を結集しましょう。いじめをしない、いじめをさせない、いじめを見逃さない、そして、いじめられている子供を守っていく。そのためのメッセージを送ります。

## 児童生徒の皆さんへ

- いじめは人間として絶対に許されないことです。自分がされて嫌だと感じることは、絶対にしない、させない気持ちをもみんなで持ちましょう。
- いじめを見たり聞いたりしたときは、勇気を出して声をかけましょう。そして、いじめを止めるため、先生や周囲の大人にすぐに伝えてください。
- いじめられているときは一人で悩まずに友だちや先生、家族の方々に勇気を出して相談してください。

困っているときは、「子ども相談支援センター」に連絡してください。  
フリーダイヤル 0120 3882 56 (無料・24時間対応)

## 家族の方々、地域の方々へ

- いじめは人間としての尊厳を傷付ける卑劣な行為であり、絶対に許されないことを、子供たちにしっかりと伝えてください。
- 子供たち一人一人が、かけがえのない存在です。いじめられている子供には、しっかり寄り添い「絶対に守る」というあたたかい心を示してください。
- いざこざやけんかと思われるようなことでも、背景にはいじめが隠れている場合があります。地域ぐるみで子供たちを見守りましょう。いじめを見かけた場合には、直ちにいじめをやめさせ、学校や家庭に連絡してください。

## 教職員など教育関係者の皆さんへ

- 「いじめをしない、させない、見逃さない」学校づくりを目指し、教育活動全体を通じ、子供たちが互いに認め合い、課題を克服できる力を育てましょう。
- 子供たちと触れ合う機会を大切に、子供のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、見過ごすことなく、子供を絶対に守りましょう。

平成二十八年四月

北海道知事 高橋 はるみ  
北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

